

第十七号議案

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「及び第二十八条第三項、第四項」を「並びに第二十八条第三項及び第四項」に改め、「反する休職」の下に「及び降給」を加え、「及び休職」を「休職及び降給」に、「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第二条の見出し中「休職」の下に「及び降給」を加え、同条に次の一項を加える。

2 職員の勤務実績が良くない場合においては、その意に反して、これを降給することができる。

第三条の見出し中「休職、降任及び免職」を「降任、免職、休職及び降給」に改め、同条第一項中「できる場合」の下に「又は前条第二項の規定により職員を降給することができる場合」を、「明らかな場合」の下に「であつて、指導その他の人事委員会規則に定める措置を行つたにもかかわらず、なお勤務実績が改善されない場合において、必要があると認められるときに限るもの」を加え、同条第三項中「若しくは」を「又は」に、「当該」を「、当該」に改め、同条第四項中「免職又は休職」を「免職、休職又は降給」に改め、同条第五項中「前条」を「前条第一項」に改め、「定める」の下に「ところによる」を加える。

第四条第三項中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「定める」の下に「ところによる」を加える。

第五条第二項中「休職者は」を「休職者には」に、「何等」を「なんら」に改める。

第八条の見出し中「条例」を「条例の」に改め、同条中「条例」を「条例の」に、「人事委員会」を「特別区人事委員会」に改め、同条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（降給の効果）

第七条 第二条第二項の規定により職員を降給する場合におけるその者の号給は、降給した日の前日に受けていた号給より三号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位三号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の分限に関する条例第二条第二項及び第七条の規定は、平成二十八年四月一日以後の職員の行為に係る降給について適用する。

(説明)

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の改正により、分限事由の明確化等が行われることに伴い、分限処分における降給の事由、基準、手続及び効果に係る規定を加えるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。